

平成30年度「タイ販路拡大事業」に係る企画提案募集要項

この要項は、平成30年度「タイ販路拡大事業」を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

本県産農林水産加工品等の拡販に向けて、日本産食材取扱い輸入商社や卸売業者を中心に流通チャネルを多様化し、タイ人が経営する日本食店向け商材の販路開拓・拡大を図る。

2 委託事業の概要

(1) 名称

タイ販路拡大事業

(2) 事業内容

青森県では、平成26年度から平成29年度まで、国際食品見本市（タイフェックス）への本県ブースの出展、タイの企業の招請ビジネスツアーの実施、タイでのビジネスコーディネーターの配置による情報収集、マーケティング、現地物流ルートの整備、優良なビジネスパートナーの発掘及びビジネスマッチング支援に取り組み、県内企業の農水産加工品等、飲食店向け商材（シードル、りんご濃縮果汁、日本酒、サバ、珍味等）を中心に販路開拓・拡大を支援してきた。

飲食店向け商材を中心に更なる販路開拓・拡大を進めるにあたっては、タイの日本食レストランで店舗数、売上とも多いタイ人が経営する日本食レストランへの販路の開拓を進めていく必要があるため、これまで青森県がタイで形成してきた商流やネットワークのほか、新たな商流を構築し、県内企業の商談を支援し、県産品の販路拡大を図るものである。

①タイ人が経営する日本食店への販路開拓に向けたプロモーション

日本産食材取扱い輸入商社や卸売業者を中心に本県農林水産加工品等の商流を構築し、タイ人が経営する日本食レストラン向け商材の販路開拓・拡大を図るためのプロモーション活動を青森県と協議の上実施する。

②商談の連絡調整等

ア 青森県を通して、青森県企業がタイを訪問してタイ企業と商談する場合に、商談日時・商談場所等を青森県と調整の上、タイ企業に対して連絡、調整する。なお、必要に応じて、商談当日は青森県企業に対するアテンドを行う。

イ 青森県を通して、タイ企業が青森県を訪問して青森県企業と商談する場合に、商談日時・商談場所等を青森県と調整の上、タイ企業に対して連絡、調整する。

ウ 青森県を通して、訪問を伴わない郵送、FAX又はメール等による商品パンフレット・見積書提出等による商談をする場合は、窓口となって商談を行う。

③ 商談後のフォロー等

①ア及びウで行った商談の成立に向けたフォロー等を行い、その内容を青森県へ報告する。

④販路開拓・拡大に向けたコンサルティング等

青森県に対して、販路開拓・拡大に向けたタイ企業の情報提供及びコンサルティング等を行う。

⑤報告書の作成

事業終了後、事業の実績をまとめた報告書を作成し、青森県に提出する。

3 委託期間

委託契約締結の日から平成31年3月15日まで

4 予算額

2,625千円(消費税及び地方消費税含む)

5 応募資格

応募する時点で、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 法人の場合はタイ・バンコク所在の法人であること、または日本所在の法人にあっては、タイ・バンコクに支店等を有すること。個人の場合はタイ・バンコクに居住していること。
- (2) 県との連絡調整や県内企業の支援等において日本語により行うことができること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。

6 提案内容

企画提案書には次の項目を記載すること

- (1) 特色・優位性
日本産食材の販路開拓・拡大についての「基本的考え方」、「得意とする分野」等、本業務の受託者として、特にアピールしたい内容、他者と比較した際の優位性について記載すること。
- (2) タイ人が経営する日本食店への販路開拓に向けたプロモーション
タイ人が経営する日本食レストランへの販路開拓のため、日本産食材取扱い輸入商社や卸売業者を中心に本県農林水産加工品等の商流を構築し、タイ人が経営する日本食レストラン向け商材の販路開拓・拡大を図るための受託者が実施するプロモーション活動について記載すること。
記載に当たっては、自らの商流やネットワークを踏まえた提案の他、これまで青森県がタイで形成してきた商流やネットワークの活用を踏まえて記載すること。
- (3) 商談の連絡調整等
販路開拓・拡大を図る観点から、商談の連絡調整等としての受託者の取組内容とその考え方を記載すること。
- (4) 商談後のフォロー等について
販路開拓・拡大を図る観点から、商談後のフォロー等としての受託者の取組内容とその考え方を記載すること。
- (5) 事業実施体制・スケジュール
本事業に関わる担当者の役割、配置体制、事業開始から終了までの受託者として提案するスケジュールを記載すること。
- (6) 事業実績
過去に受託した類似事業の実績について、受託年度、受託先、業務内容等を記載すること。

7 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

平成30年5月9日(水)から5月22日(火)17時まで

(2) 応募方法

郵送又は持参すること。なお、持参する場合の受付時間は、募集期間のうち土曜日及び日曜日を除く平日の9時から17時までとする。

(3) 提出書類

①企画提案提出書（様式1及び付表）

②企画提案書（様式2）

「企画提案書目次」の次に、上記「6 提案内容」を記載した資料（A4・様式任意）を綴るものとする。

③見積書

本事業にかかる経費について、項目、単価、数量等の具体的な内容がわかるように記載すること。

④提案者の概要がわかるもの

会社案内等既存パンフレットを添付すること。

(4) 提出部数

5部（正本1部、副本（正本のコピー）4部）

8 審査方法及び選考基準

(1) 審査方法

書類により委託先候補者を1者選定する。

(2) 選考基準

①特色・優位性

受託団体としての特色・優位性について、その程度が高いものと認められる内容であるか。

②タイ人が経営する日本食店への販路開拓に向けたプロモーション

本業務内容を的確に理解し、販路開拓に向けた効果的な提案等がなされ、その程度が高いものであるか。

③商談の連絡調整等

販路開拓・拡大を図る観点から、効果的な提案等がなされ、その程度が高いものであるか。

④商談後のフォロー等について

販路開拓・拡大を図る観点から、効果的な提案等がなされ、その程度が高いものであるか。

⑤事業実施体制・スケジュール

合理的かつ適切な体制・スケジュールであるか。

⑥事業実績

事業実績は、本業務の実施に十分なものであるか。

⑦費用

委託業務に要する経費内容及び積算が妥当であるか。

9 選考結果の通知と委託契約の締結等

(1) 選考結果の通知

選考結果は、採否を問わず、提案者全員に対して文書により通知する。

(2) 委託契約の締結

① 委託契約の締結にあたっては、委託先候補者と業務の履行に必要な具体的な協議を行い、あらためて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで、随意契約による委託契約を締結する。

② 企画提案の内容、規模及び経費等については、協議の上変更することがある。

③ 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規定に基づき締結する。

10 企画提案公募に関する質問

(1) 質問受付期間

平成30年5月9日（水）から5月15日（火）17時まで

(2) 質問方法

質問書（様式3）により、質問の趣旨を明確にしたうえで、下記「12 問い合わせ先・応募窓口」あてにFAXまたは電子メールにより問い合わせることとし、電話による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した者あてにFAX又は電子メールで回答する。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案及び応募に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案書の提出、契約その他の手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 委託業務の実施にあたっては、委託契約書及び仕様書の従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (5) 委託業務を履行するにあたり、個人情報を取り扱い場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月24日青森県条例第57号）を遵守し、適切に管理すること。
- (6) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して定める。

12 応募窓口・問い合わせ先

青森県 観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ 担当：大川（おおかわ）

所在地：〒030-8570 青森市長島 1-1-1（県庁西棟4階）

T E L : 017-734-9730

F A X : 017-734-8119

電子メール：kokusaikeizai@pref.aomori.lg.jp